

# 生態 4 おくあいつ 奥会津 森林生態系保護地域

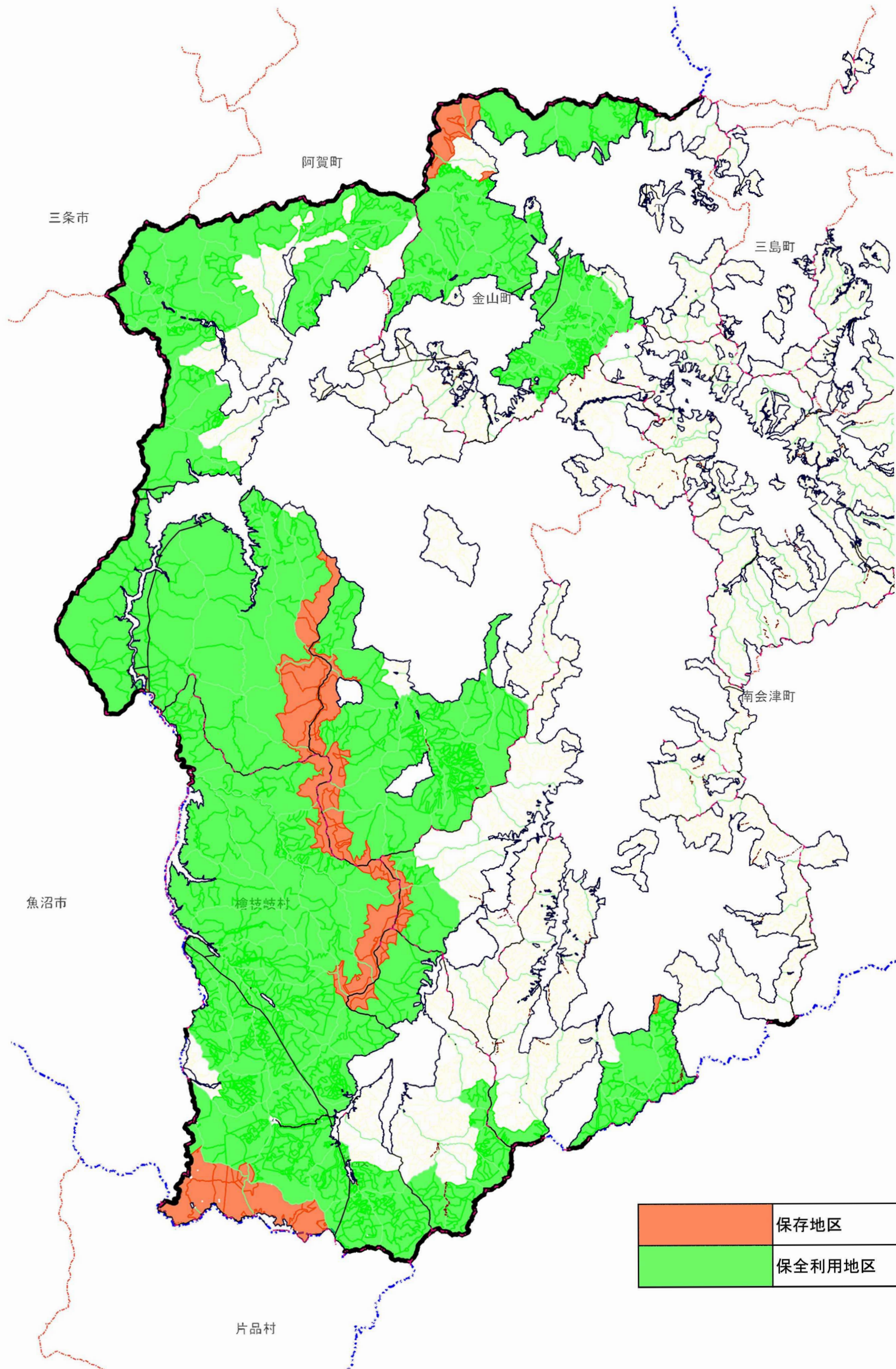




1. 森林管理署：会津森林管理署・会津森林管理署南会津支署
2. 森林計画区：会津森林計画区
3. 所在地：福島県大沼郡金山町・南会津郡只見町・南会津郡南会津町・南会津郡檜枝岐村
4. 林小班：町南澤国有林、嶽山国有林、横峰国有林、現燈山国有林、戸板山国有林、御神楽山国有林、三方倉国有林、松曾根国有林、新入山国有林、台山外1国有林、大妻国有林、棚神楽国有林、談合峰国有林、當子原国有林、南会津郡只見町猿倉山国有林、塩ノ岐・入山国有林、束松山国有林、熊澤国有林、後山国有林、高幽国有林、小戸山国有林、西山国有林、大赤澤国有林、田子倉・入山国有林、櫛戸澤入国有林、木ノ根山国有林、南会津町安越又国有林、家向山国有林、黒澤国有林、新道澤国有林、帝釈山国有林、桧枝岐村尾瀬岳国有林1015Ⅱ以外
5. 面積：85,715.60 ha
6. 設定年月日：平成19年3月31日（2007年3月）奥会津森林生態系保護地域保護林に設定
7. 法的規制：水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、水源かん養保安林見込み地、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、国立公園特別保護地区、国立公園地種区分未定の特別地域（第1種相当）、国立公園地種区分未定の特別地域（第2種相当）、国立公園地種区分未定の特別地域（第3種相当）、国立公園特別保護地区、国立公園普通地域、都道府県自然環境保全地域特別地区、都道府県自然環境保全地域普通地区、都道府県立自然公園普通地域、鳥獣保護区特別保護地区、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区

8. 設定目的：会津地域の南西部に位置する駒ヶ岳、燧ヶ岳、帝釈山、田代山一帯で標高およそ1,000m以上の地域、さらに中西部の朝日岳、浅草岳、御神楽岳と連なる地域には、ブナ林を主体とした自然性の高い森林が広範囲に分布している。これら奥山のまとまった森林は、地域の骨格的な自然を形成している。また、野生動物の動物相も豊かであり、生態系を指標するイヌワシ、クマタカの生息も多く確認されている。とりわけ本地域から新潟県境にかけての峻険な奥山一帯は、日本に生息するイヌワシの個体群維持の中心地とも言うべき代表的な生息・繁殖地となっている。このため、これらの原生的な森林生態系を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するため設定する
9. 特徴：標高850m～1,750m。本保護林は、標高1,000m以上の山地に自然性が高い森林を有し、特に亜高山帯以上の保存状況は良好である。亜寒帯・高山帯植性の占める割合が高く、また尾瀬地域に高層湿原を有する。全体の7割はブナクラス域の自然植生が占める。峻険な奥山一帯は、イヌワシの代表的な生息・繁殖地となっている。動物相では、両生類9種、昆虫類数千種、鳥類141種、哺乳類32種が生息し、種数、個体数とも豊富。
10. 保護・管理及び利用に関する事項：保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないように緩衝の役割を果たすものとする。



# 奥会津森林生態系保護地域



	保存地区
	保全利用地区



# 奥会津森林生態系保護地域

